

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定に係る 申請時の留意事項について

最終改正 令和7年10月2日

○ 申請書

- 1 申請書の様式（エクセル形式）は、以下の東京都環境局のホームページからダウンロードして使用してください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/nox_co2/application_guide

- 2 申請は、1の申請書の様式（エクセル形式）及び必要な添付資料（図面、計量証明書の写し、校正証明書等の写し及び補足説明資料等）の提出を、以下のLoGoフォーム等による電子申請により行ってください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/870829>

- 3 申請書様式（エクセル形式）に入力された電子データはシステムで処理するため、ワークシートの追加や削除、シート名の変更、行の追加や削除、セルの結合や結合解除などは、絶対に行わないでください。

- 4 申請書は、以下の順にしてください。（「 」内は、エクセル形式の申請書様式があるものですので、エクセル形式でのご提出をお願いいたします。）

なお、燃料の種類が水素の場合は、効率の基準は設けていませんが、今後の検討資料とさせていただきますので、可能な限り効率向上対策についても報告をお願いします。

- （1）「様式1 認定申請書」
- （2）「その他型式について」
- （3）型番の説明資料
- （4）「別紙1 燃焼機器の構造等」
- （5）「別紙1－1 燃焼室等の構造」
- （6）「別紙1－2 バーナーの構造」
- （7）「別紙1－3 低NO_x対策に関する説明書類」
- （8）「別紙1－4 効率向上対策に関する説明書類」
- （9）「別紙2 NO_x対策」
- （10）NO_x排出試験に係る説明資料一式※¹

- ・計量証明書又は第三者評価機関の確認書の写し
- ・試験時のチャート（NO_x、O₂及びCOの濃度）
- ・計測機器の検定、校正証明書の写し
- ・標準ガスのJCSS証明書の写し

※1 NO_x排出試験を省略する場合は(10)に代わり(11)「別紙3 排出試験省略届」を提出してください。

- (11)「別紙3 排出試験省略届」(NO_x排出試験を省略する場合のみ)
- (12)「別紙4 効率試験結果」(GHPの申請の場合は、「別紙4-1」及び「別紙4-2」)
- (13)「添付資料」(蒸気ボイラー、温水ボイラー、温水発生器又はコージェネレーションユニット)の申請の場合に、エクセルファイルの該当するシートに記入し、添付してください。^{※2}
- (14) 効率試験に係る説明資料一式^{※2}
- ・効率試験結果の計算経過資料
 - ・蒸気ボイラーにあつては、試験結果(実測値)を公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会の「ボイラー性能表示基準値」に換算した結果
 - ・ガスヒートポンプにあつては、別紙4-1に記載する能力、燃料消費量及び消費電力の平均値の算出に用いた測定回ごとの測定結果
 - ・試験時のチャート
 - ・計測機器の検定、校正証明書の写し(トレーサビリティ体系等の資料も付けてください。)

※2 効率試験を省略する場合は(13)(14)に代わり(15)「別紙5 効率試験省略届」を提出してください。

- (15)「別紙5 効率試験省略届」(効率試験を省略する場合のみ)

○ NO_x 排出試験・効率試験

1 NO_x 排出試験

- (1) NO_x 排出試験は、原則として計量証明事業者が実施するものとし、申請者自身が試験を実施する場合には、公的な第三者機関(一般財団法人日本ガス機器検査協会など)による確認の書面を申請書に添付してください。

- (2) 試験状況を確認するため、試験中のNO_x濃度、O₂濃度及びCO濃度について連続測定を実施し、チャートを申請書に添付してください。
- (3) 水素燃料以外の気体燃料を使用する小型ボイラー類におけるNO_x排出試験について、都市ガス（13A）以外の都市ガス（国内で流通しているもの）又はその他の気体燃料を使用する場合は、都が認めたものである必要がありますので、事前に都の担当職員までご連絡ください。

なお、都が認めるにあたり認定委員会の意見を聞く場合には、必要に応じて次の内容等を示した資料の準備をお願いすることがあります。

- ・都市ガス（13A）による試験が困難である状況
- ・使用しようとする気体燃料の名称、物性値及び化学組成等
- ・その他関連する試験結果等

2 効率試験

- (1) 効率試験は、原則として申請者又は公的な第三者機関（一般財団法人日本ガス機器検査協会など）が実施するものとします。
- (2) 試験状況を確認するため、吸気（室内）温度、排ガス温度（エコマイザー出口温度）、給水温度、給湯温度、酸素濃度、発電出力など、効率の計算に使用する項目について連続測定を実施し、チャートを申請書に添付してください。
- (3) 申請に用いる効率の値（平均値）は、安定後の3点（例えば0分後、15分後、30分後）についてそれぞれ効率を計算した結果を平均する方法又は各項目について試験期間中の連続測定結果を平均した値を用いて効率を計算する方法のいずれかによって算出してください。前者の場合は、計算に使用した3点をチャートに明示してください。

なお、給湯器については、所定の試験方法に基づき、3台について1回ずつ測定したものの平均値でも構いません。

- (4) 給湯器、冷温水発生機及びガスヒートポンプを除き、効率試験は、原則としてNO_x排出試験と同時に実施してください。

効率試験とNO_x排出試験を別々に実施する場合には両試験時の燃焼条件や機器のバーナー等の調整状態が同じとなるようにしてください。両試験時の酸素濃度が±30%以上変化している場合には、燃焼条件が同じとは認められ

ません。

なお、冷温水発生機は、冷房時・暖房時において、機器のバーナー等の調整状態が同じとなるようにすると共に、原則としていずれかで効率試験とNO_x排出試験を同時に実施してください。

- (5) ボイラー効率(%)及びCGU発電端総合効率(%)については小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)まで、COP及びAPF_pについては小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで計算し、申請書に記載してください。
- (6) 燃料の種類が水素の場合は、効率の基準は設けていませんが、今後の検討資料とさせていただきますので、可能な限り効率の値についても報告をお願いします。

○ 試験の省略

- 1 小型ボイラー類については、認定申請する機種が、既に認定された機種(同時申請を含む。以下同じ。)とNO_xに関する同等機種(付表参照)であり、かつ、定格燃焼量が既に認定された機種のそれより小さい場合には、NO_x排出試験を省略することができます。

NO_x排出試験を省略する場合には、「別紙2 NO_x対策」に既に認定された機種の試験結果(NO_x濃度(0%換算値)、O₂濃度、CO濃度)を記入し、「別紙3 排出試験省略届」を添付してください。なお、計量証明書の写しを添付する必要はありません。

- 2 小型ボイラー類のうち冷温水発生機については、認定申請する機種が既に認定された機種と効率に関する同等機種(付表参照)であり、かつ、冷房モード及び暖房モードのいずれにおいても定格燃焼量が既に認定された機種のそれより小さい場合には、効率試験を省略することができます。

ただし、既に認定された機種に対し、効率に関する同等機種を2機種以上同時申請し、かつ、バーナーの構造が厳密に同一ではない機種が含まれる場合には、同時申請する機種のうち定格燃焼量が最小である機種について効率試験を実施してください。

効率試験を省略する場合には、「別紙4 効率試験結果」に既に認定された機種

の試験結果を記入し、「別紙 5 効率試験省略届」を添付してください。

○ その他

- 1 熱出力は小数点以下第 1 位を四捨五入した整数値を記載してください。
- 2 認定申請は、同一機種（付表参照）を単位として行ってください。
- 3 一度認定された機種（型式）は、認定基準が改定された場合又は効率試験方法が改定された場合を除き、認定区分を変更はできません。

効率性能を向上させるマイナーチェンジを行った場合、オプション等を設定する場合には、過去に認定された機種と同一の型式をつけないようお願いします。

- 4 試験方法、同一機種や同等機種の判断、必要な説明書類等に疑義がある場合には、事前に都の担当職員までご確認ください。

また、内燃機関類（ガスヒートポンプ）については、この留意事項と併せて、日本陸用内燃機関協会が取りまとめる注意事項を参考にしてください。

付表 申請等に係る燃焼機器の区分

1 小型ボイラー類

		同一機種	NO _x に関する 同等機種	効率に関する 同等機種
燃焼機器の種類 ^(注1)		同一であること		
燃料の種類		同一であること		
窒素酸化物低減方式		同一であること		—
効率向上方式		同一であること	—	同一であること
定格熱出力		同一であること	—	—
伝熱面積		同一であること	同一であること ^(注2)	同一であること
燃焼室の構造、容積		同一であること		
燃焼制御方式		同一であること	—	—
バーナー	形式、構造	同一であること	同一であること	同一であること ^(注3)
	定格燃焼量	同一であること	—	—

注1) 燃焼機器の種類とは、蒸気ボイラー、温水ボイラー、給湯器、温水発生機又は冷温水発生機の別をいう。

注2) NO_xに関する同等機種の判断に当たっては、燃焼室以外の部分のみの差異(エコマイザーを付属する等)により伝熱面積が異なるが燃焼室の構造、容積は同一である機種については、伝熱面積が同一であるとみなす。

注3) 効率に関する同等機種の判断に当たっては、定格燃焼量の差異によりバーナー先端部の形状や寸法等に若干の差異があるが燃焼室内の燃焼状態がほぼ同じであると認められる機種については、バーナーの構造が同一であるとみなす。

この場合にあつては、機種間でのバーナーの構造の差異及びその影響に関して詳細な説明資料を添付すること。

2 内燃機関類

		同一機種
燃焼機器の種類 ^(注1)		同一であること
燃料の種類		同一であること
窒素酸化物低減方式		同一であること
効率向上方式		同一であること
定格能力（冷房・暖房）		同一であること
定格燃料消費量（冷房・暖房）		同一であること ^(注2)
負荷制御方式		同一であること
エンジン	形式・構造	同一であること
	定格出力・排気量・回転数範囲	同一であること ^(注2)
圧縮機の構造、容積、動力伝達方法等		同一であること

注1) 燃焼機器の種類とは、ガスヒートポンプ又はコージェネレーションユニットの別をいう。

注2) 発電機等付属設備の違いにより定格燃料消費量や回転数範囲がわずかに異なる機種については、同一機種とみなす。

この場合にあつては、NO_x排出量に関して最も不利な仕様の機種（定格燃料消費量が最大、回転数範囲が広い等）についてNO_x排出試験を実施すること。